

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の制定に伴い、必要な改正を行いました。（第90条関係）

2 施行期日

この規則は、令和元年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 地方税法の改正により、自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が創設されること等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第7条、第36条～第38条、第50条～第54条、第71条、様式第7号～様式第7号の3、様式第17号、様式第18号、様式第20号、様式第26号、様式第31号、様式第32号、様式第36号、様式第36号の2、様式第43号、様式第44号、様式第46号、様式第86号～様式第88号、様式第98号、様式第100号、様式第104号～様式第105号の3、様式第107号、様式第188号～様式第192号、様式第196号、様式第197号、様式第205号関係）

(2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の制定に伴い、必要な改正を行いました。（第71条、様式第28号、様式第46号、様式第87号、様式第98号、様式第115号の2、様式第116号～様式第118号関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和元年10月1日から施行することとしました。